

# 国民健康保険のお知らせ

## 納入通知書を6月中旬に送付します

令和5年度の国民健康保険料は、令和4年中の所得を基に算定しています。詳細は、納入通知書を確認してください。

※令和5年1月2日以降に荒川区に転入した方や、各種税務申告の期限延長等で前年の所得金額が確定していない方は、保険料に所得情報が反映されていない場合があります。この場合、所得金額確定後に保険料を算定し直し、保険料額の変更を通知します

### ■ 普通徴収（口座振替または納付書による納付）の方

国民健康保険料は、原則、口座振替で支払ってください。口座振替の手続きをしていない方は、納入通知書に同封する口座振込依頼書に必要事項を記入し、返信用封筒で返送してください。

※手続きが完了し、口座振替が開始されるまでは、納入通知書に同封する納付書で支払ってください

### ■ 特別徴収（年金から差し引いて納付）の方

4月・6月・8月は仮徴収として、2月の保険料と同額を徴収します。10月以降は、年間保険料額から仮徴収した額を引いた残額を、10月・12月・令和6年2月の3回に分けて徴収します。

## 所得の申告をお忘れなく

令和4年中の所得が一定額以下の場合、保険料の均等割額が軽減されることがあります。国民健康保険に加入していない世帯主の方も保険料の算定に関係するため、忘れずに所得の申告をしてください。ただし、次に該当する方は必要ありません。

- ▶ 確定申告や住民税等の申告をした
- ▶ 給与から住民税を差し引かれている
- ▶ 年金収入のみで、日本年金機構等から年金の源泉徴収票が送られた
- ▶ 税法上の被扶養者となっている

申請・問合せ ▶ 国民健康保険料…国保年金課国保資格係（区役所1階） ☎内線2375  
▶ 介護保険料…介護保険課資格保険料係（区役所2階） ☎内線2443

## 保険料の減額・免除申請ができます

■ 非自発的な理由で失業した方は、国民健康保険料の軽減申請を  
企業の人員整理や倒産による解雇等、非自発的な理由による失業で、国民健康保険に加入した方は、保険料が軽減される場合があります。本人または世帯主が、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格者通知を持参して申請してください。

軽減期間 離職日の翌日の属する月からその翌年度末  
※詳細は、お問い合わせください

対象 失業時に65歳未満で、雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇等による離職）または特定理由離職者（雇止め等による離職）として失業給付を受ける方

■ 保険料を納められなくなった方は、国民健康保険料・介護保険料の減額・免除申請を

災害等による重大な損害や事業の休・廃止または失業、長期入院等で収入が著しく減少し、保険料を納められなくなったときは、申請があった月以降の保険料を一定期間、減額または免除する制度があります。収入状況を確認できる書類等を持参して申請してください。

## 国民健康保険加入者向け

### 糖尿病等重症化予防プログラム

糖尿病は、心筋梗塞・脳卒中のリスクを高めるほか、腎症等の合併症により日常生活に大きな影響を及ぼす病気です。糖尿病の重症化を予防するため、主治医や管理栄養士等と連携したプログラムを実施します。対象の方には、6月中に案内を送付します。申込方法等の詳細は、案内をご覧ください。

問合せ 国保年金課保険給付係 ☎内線2381

# 国民健康保険指定保養施設のご案内

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方の健康保持・増進のため、割引料金で利用できます。

利用するには、利用券が必要です。詳細は、各施設にお問い合わせください。

利用券の配付 区役所1階国保年金課、各区民事務所、荒川区ホームページ

施設名（所在地）	電話番号	利用料金 （大人2人で利用した場合の大人1人1泊2食付料金）		
		平日	休前日	季節料金
クアハウス基点（山形県村山市基点1034-7）	☎0237（56）3351	1万450円	1万1550円から	1万2650円から
民宿 忠兵衛（千葉県南房総市久枝744）	☎0470（57）2257	7700円	7700円	7700円
ホテルマホロバ・マインズ三浦 （神奈川県三浦市南下浦町上宮田3231）	☎046（889）8945	1万3200円	2万2000円	1万7600円～4万4000円
軽井沢ペンションラブラドル （長野県北佐久郡軽井沢町長倉1655-5）	☎0267（46）3447	1万1000円	1万1550円	1万2100円～1万4300円
クアハウス石橋旅館（静岡県下田市蓮台寺185-1）	☎0558（22）2222	1万4300円	1万4300円	1万6500円～2万7500円

問合せ 国保年金課管理係（区役所1階） ☎（3802）4065

## 社会保険の加入者に該当していませんか

株式会社・有限会社等の法人事業所に勤務する方は、法律により、原則として社会保険への加入が義務付けられています。

また、現在、社会保険の加入者と世帯を同一にし、国民健康保険に加入している家族で次のいずれかに該当する方は、社会保険の被扶養者になることができます。

- 主として社会保険の加入者の収入により生計を維持している方
- 年間収入が130万円未満の方（60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障がいの方の場合は180万円未満）

※勤務先を通して、事業所を管轄する年金事務所に相談してください。社会保険に該当する方は、加入手続きを行った後、国民健康保険を脱退する手続きをしてください

問合せ 国保年金課国保資格係 ☎内線2375

## ジェネリック医薬品を使ってみませんか

ジェネリック医薬品とは、特許期間終了後に販売される、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等の医薬品です。

先発医薬品より低価格のため、複数服用したり、長期間服用したりする場合には、大きな節約効果が期待できます。

希望する場合は、医師・薬剤師等に相談してください。

※ジェネリック医薬品が存在しない場合や治療上の理由によって変更できない場合があります

※先発医薬品との価格差が小さく、調剤料等を含めると自己負担額があまり変わらない場合があります

※ジェネリック医薬品と先発医薬品の主成分は同じですが、副作用や効能等に個人差があります



問合せ 国保年金課保険給付係 ☎内線2381